

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先に働きかける（「Tier N」から（「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援を進めます。

（個別項目）

当社と取引先間での意見交換、情報共有により、取引先との良好なパートナーシップを構築し、持続可能な調達を推進する。

2. 「振興基準」の遵守

当社と取引先事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません、取引対価の決定に当たっては、取引先事業者から協議の申し入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど取引先事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、当社は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②支払条件

下請代金は原則として現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を取引先事業者の負担とせず、また、将来的には支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、取引先事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、取引先事業者に取り上げ一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続性に配慮します。

3. その他（任意記載事項）

取引先との長期的な信頼関係の構築や取引の改善に繋げるため、少なくとも3年に

1回は取引先の（再）評価を実施します。

令和2年9月18日

株式会社 正直屋
企 業 名

代表取締役社長 山崎 誠司
役職・氏名（代表権を有する者）